物 品 購 入 契 約 書（案）

１ 品名及び数量　　コンパクトミニバン　１台

２ 納　入　場　所　　三重県松阪市立野町１２９１番地
三重県立みえこどもの城

３ 納　入　期　限　　令和 ９年 ７月３１日

４ 契　約　金　額　　金　　円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金　　円

５ 契約保証金　　免　　除

発注者「公益財団法人三重こどもわかもの育成財団」（以下「甲」という。）と、受注者「　　」（以下「乙」という。）との間において、上記物品の購入について契約を締結し、次の条件によって互いに契約を履行する。

この契約締結の証として、契約書２通を作成し記名押印のうえ各自保有する。

令和　　年　　月　　日

（甲）　三重県松阪市立野町１２９１番地
公益財団法人三重こどもわかもの育成財団
理事長　中山　恵里子　　印

（乙）　住 所 （所在地）
氏 名　　印
（名称及び代表者名）

（総則）
第１条 乙は、別添仕様書（その他付随する一切の書類を含む。以下「仕様書等」という。）に従いこれを履行しなければならない。
２ 前項の仕様書等に明記されていないものがあるときは、その都度甲乙協議して定める。
（権利義務の譲渡等）
第２条 乙は、この契約に基づく権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
（秘密の保持）
第３条 乙は、この契約の履行中に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
２ 本条の規定は、本契約終了後又は契約解除後も適用する。
（納入期限の延長）
第４条 乙は、天災その他不可抗力、又はその他乙の責めに帰することができない事由により納入期限までに物品を納入することができないときは、甲に対して遅滞なくその事由を明らかにした書面により納入期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面により定める。
（危険負担）
第５条 第６条の規定による引渡し前の物品の滅失、損傷その他の損害については、乙の負担とする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、甲の負担とする。
２ 甲乙双方の責めに帰することができない事由により、引渡し前に物品の滅失、損傷その他の損害があった場合には、甲は契約を解除することができる。
（納入の通知等）
第６条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。
２ 乙は、物品を納入するときは、当該物品に納品書を添えなければならない。
（検査及び引渡し）
第７条 甲は、乙から前条第１項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に乙の立会いのうえ検査を行い、検査に合格した場合、乙は、速やかに甲にその物品を引渡さなければならない。
２ 乙が前項の検査に立会わないときは、甲は検査を行い、当該検査の結果を乙に通知するものとする。このとき、乙は、甲の検査の結果について異議を申し立てることはできない。
３ 第１項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指示により代替品と引換え、又は不足物を引渡し、若しくは修補のうえ納入し、再検査を受けなければならない。この場合においては、前２項の規定を準用する。
４ 物品の納入及び検査に要する費用は、特別の定めをした場合を除き乙の負担とする。
（契約代金の支払）
第８条 乙は、前条に規定する検査に合格し、物品の引渡しを完了したときは、書面により甲に対して契約代金の支払を請求することができる。

２ 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30 日以内に契約代金を支払わなければならない。

（不当介入に対する措置）

第９条 乙は、契約の履行に当たって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第２条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(1) 断固として不当介入を拒否すること。

(2) 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。

(3) 甲に報告すること。

(4) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより納期に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、甲と協議を行うこと。

（甲の解除権）

第１０条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずに直ちに契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このことにより乙に損害が生じても、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 納入期限までに納入を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 第８条第１項の検査の結果、物品の全部又は一部が不合格となり、合格すると認められる物品を納入することができないと甲が認めたとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(4) この契約に関し、不正又は不誠実な行為をしたと甲が認めたとき。

(5) 「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第３条又は第４条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき。

(6) この契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは甲への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき。

２ 甲は、前項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により通知するものとする。

（乙の解除権）

第１１条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 天災その他の不可抗力により物品を納入することが不可能となったとき。

(2) 甲の責めに帰すべき事由により、物品を納入することが不可能となったとき。

２ 前項第２号の規定により契約を解除した場合には、甲はこれによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は甲乙協議して定める。

（損害賠償）

第１２条 第10条の場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対してその賠償を求めることができる。ただし、その債務の不履行が契約その他債務の発生原因及び取引上の

社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

（紛争の解決）

第１３条 この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、甲乙協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、甲乙協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

（管轄裁判所）

第１４条 この契約に関する訴訟又は調停については、三重県松阪市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

（補則）

第１５条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議し定める。